

あきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施するあきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務（以下「本業務」という。）に係る委託者を選定する企画提案競技について、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名 あきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務
- (2) 業務の内容等
別紙「あきた脱炭素経営支援ネットワークポータル整備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 契約上限額 4,457,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 企画提案競技参加者の募集開始 | 令和8年6月19日（金） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和8年6月29日（月）午後5時まで |
| (3) (2)の質問に対する回答 | 令和8年7月3日（金） |
| (4) 参加申込の受付 | 令和8年7月9日（木）午後5時まで |
| (5) 参加資格確認の結果通知 | 令和8年7月13日（月） |
| (6) 参加資格不認定理由の請求期限 | 令和8年7月17日（金） |
| (7) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年7月27日（月）午後5時まで |
| (8) 審査の実施 | 令和8年8月上旬 |
| (9) 審査結果の通知 | 令和8年8月上旬～中旬 |
| (10) 契約締結 | 令和8年8月中旬～下旬 |

3 参加者の資格に関する事項

本業務の企画提案競技に参加することができる者は、(1)又は(2)に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 単独企業による参加
 - ① 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
 - ④ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
 - ⑤ 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者
- (2) 共同企業体による参加

- ① 共同企業体を構成するもののうちいずれかが（１）の①の要件を満たしていること。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（１）の②から⑤の要件を満たしていること。

※共同企業体の構成員である者は、単独で又は他の共同企業体の構成員としての、本企画提案競技への参加を不可とする。

4 問い合わせ・各種書類提出先

秋田県生活環境部温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

住 所 〒018-8570 秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁本庁舎5階）

電 話 018-860-1573

E-mail en-ondanka@pref.akita.lg.jp

5 質問の受付及び回答

実施要領等に関する問い合わせについては、質問票（様式1）により受け付ける。

- （１）受付期間 公募開始の日から令和8年6月29日（月）午後5時まで
- （２）受付場所 「4 問い合わせ・各種書類提出先」
- （３）提出方法 電子メールによる
- （４）回答方法 質問に対する回答は一括して回答書に取りまとめ、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 参加資格の確認

本業務に係る企画提案競技に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次の書類各1部を提出期限までに、「4 問い合わせ・各種書類提出先」に提出すること。

- （１）提出書類
 - ① 企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）
 - ② 会社概要調書（様式3）
 - ③ 共同企業体結成届（共同企業体による申請の場合のみ）（様式4）
 - ④ 共同企業体協定書（共同企業体による申請の場合のみ）（様式5）
- （２）提出期限
令和8年7月9日（木）午後5時まで
- （３）提出方法
電子メールによる
- （４）参加資格の確認手続
提出期間終了後、事務局において参加資格の確認を行い、その結果を電子メールで通知する。
- （５）参加が認められない理由の請求
参加資格が認められなかった者は、令和8年7月17日（金）までに書面（様式任意を電子メールにより提出）で、その理由の説明を求められることができる。
県は、書面を受理した場合、説明を求めた者に対し、その理由を令和8年7月21日（火）までに電子メールにより送付する。
- （６）参加資格の喪失及び辞退
参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うこととする。また、都合により辞退する場合には（様式6）参加辞退届を電子メールにより提出すること。

(7) 留意事項

- ① 期日までに提出しない者又は企画提案協議参加資格が認められなかった者は、企画提案協議に参加できないものとする。
- ② 提出後、申請書への追加及び変更は認めないこととする。
- ③ 参加申込申請書類に虚偽記載があった場合は参加資格を取り消すこととする。
- ④ 共同企業体による申請の場合
 - ・各構成員は対等の立場で一体となって業務を履行すること。
 - ・共同企業体の名称（任意）、事務所所在地、代表者及び県が委託料を支払う際の振込口座を定めること。
 - ・企画提案競技参加資格確認申請書（様式2）については、共同企業体の代表者が提出すること。会社概要調書（様式3）については、構成員全員分を提出すること。

7 企画提案書等の作成及び提出

参加者は、次のとおり審査書類を提出すること。

(1) 審査書類

- ① 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書及び（資料1）企画提案書記載要領の内容を踏まえて作成すること。
- ② 見積書（任意様式）

企画提案書の内容を実施するための費用とその積算内訳を明らかにした見積書（秋田県知事宛）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上、提出すること。

また、整備したネットワークポータルを翌年度以降も維持するための費用とその積算内訳を明らかにした参考見積書を併せて提出すること。
- ③ 加点措置の実施内容を確認できる書類

（資料2）審査基準の（別紙）「加点措置に係る取組の評価基準」に該当する場合は、次の書類を提出すること。

 - ア 「賃金水準の向上」に関する書類 1部
直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票当の法定調書合計表」
 - イ 「女性の活躍推進」に関する書類 1部

区分	提出書類
一般事業主行動計画（※）の策定・届出（従業員数100人以下の企業）	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届出の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定 （えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞 （女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）	表彰状の写し（写真等可）

※次世代育成支援対策推進法又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づくもの

- (2) 提出期限
令和8年7月27日（月）午後5時まで
- (3) 提出先
「4 問い合わせ・各種書類提出先」とする。
- (4) 提出方法
 - ① 正本1部、副本5部とし、副本のうち1部はダブルクリップ等で留めたものとする。
 - ② 企画提案書の内容をPDFデータで収録した電子媒体を1部提出すること。
- (5) 留意事項
 - ① 提出できる企画提案書は1案とする。
 - ② 提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。
 - ③ 提出書類はA4判横、枚数は20ページ以内(表紙・裏用紙のみ除く)とすること。
 - ④ 共同企業体による参加の場合
会社概要調書(様式3)、「賃金水準の向上」に関する書類及び「女性の活躍推進」に関する書類については構成員全員分を提出すること。
- (6) 企画提案の無効
次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。
 - ① 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
 - ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - ③ その他、企画提案協議に関する条件に違反した提案

8 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 企画提案競技の審査
(資料2) 審査基準に基づき、企画力、運営力、実施体制等について総合的に審査を行う。
- (2) 審査・選定方法
 - ① 審査方法
審査は、原則として企画提案書によるプレゼンテーション及び事業者へのヒアリングによって行う。
 - ② プレゼンテーションについて
 - ・実施日 令和8年8月上旬
なお、審査の実施時間や場所について別途連絡する。
 - ・出席者 3名以内とする。
 - ・持ち時間 時間配分等詳細は別途通知する。
 - ・説明資料等 提案内容の説明は、提出済みの提案資料に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の資料等は認めない。
 - ③ 選定方法
審査は総合的に評価し、第1順位者を委託候補者として選定する。なお、第1順位者が複数となった場合は、見積金額の低い者を上位とし、選定する。ただし、基本審査項目における平均得点が60点を下回る場合は、選定しない。
 - ④ 選定結果の通知
審査実施後に契約候補者としての採否の結果を書面にて通知する。

9 契約に関する事項

(1) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合がある。

また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更される場合がある。

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容の協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

10 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止とする。

(2) 参加者は、企画提案競技に当たっては競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならない。

(3) 参加者は、契約候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じる。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

11 その他

(1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類の扱い

① 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。

② 参加者が県に提出した書類は返却しない。

(3) 企画提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(4) 企画提案競技に要した費用は、参加者の負担とする。

(5) 社会情勢の変化等により、審査等の実施方法を変更する可能性がある。

(6) 企画提案競技の選定結果は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載し公表する。